

『土芥寇讎記』成立前史、及びその作者像に迫る一考察

藤井 尚恵

「毛利氏 萩藩宗家とその支藩関係について」

【問題提起】

吉川氏の周防岩国藩は、陪臣であるため江戸時代を通じて大名の待遇は与えられなかった。その一方で、周防徳山藩は城主格を認められていないが、藩としては認められている。加えて清末藩のように支藩である長府藩のさらなる支藩が誕生する謂れはどこにあるのかを『土芥寇讎記』より探ってみよう。

【宗家から支藩への分知年表】

毛利の両川と云われた吉川元春と小早川隆景は毛利元就の實子であるが、吉川家・小早川家の養嗣子となる。両氏は元就没後も父の遺訓を守り、甥輝元の補佐にあたり、「毛利の両川」と世に称され戦国武将の鏡と仰がれた（年表・系図参照）

【『土芥寇讎記』各藩の大名評価】

一五 松平（毛利）長門守大江吉就

従四位下侍従 百七〇頁

寛文八年（一六六八）正月二日生、元禄七年（一六九四）二月七日歿

元禄三年時二三歳

外様 長門萩藩 三六万九四〇〇石

「生得利発才知ニシテ、文武ノ心掛アリト云ヘバ、主将ノ器タリ」だが、しかし吉就は、「但シ利発過ギタルハ足ラザルト同ジ」「外聞ヲ思ヒテ学ヲ好ム、是学者ノ似者也」、「威アルニ任セテ猛ク、人使

ヒ稠シク家人恐レテ親シマザルハ、更ニ君子ノ徳ニ非ズ」と人物評価は辛口。

「利過ギタルハ、必ズ利ヲ貪ル心出来シテ、家ヲ滅ス事アリ」とし、遠くは武田勝頼、近くは加藤明成の例を提示する。

一〇九 毛利甲斐守大江綱元

従四位下 四三六頁

慶安三年（一六五〇）二月三日生、宝永六年（一七二一）三月一日歿 元禄三年時四一歳

外様 長門長府藩 五万石

「生得悠然ニシテ行跡豊也」「文武ノ心掛有テ、道ヲ行フ故ニ、自然ト家民無為ニ治ル事、発明利弁ノ徳備ル故也」と善將として評価される。

一二三 毛利日向守大江元賢

従五位下 四六一頁

寛文一〇年（一六七〇）六月一四日生、元禄三年（一六九〇）五月二日歿 元禄三年時二二歳

外様 周防徳山藩 三万石

幼少にて家督を継ぐ（延宝七年（一六七九））。本文に行跡が載っていないので評論難い。本文では、父就隆の世、寵臣山下数馬を波沙羅の不埒者と非難するが、評説では元賢の家老を「幼主ヲ蔑如シ逆威ヲ振ヒ、奢侈甚シキ故ニ家士悪ム之ヲ疎ミ」と、山下より劣ると評価する。

二二〇 毛利権三郎大江ノ元平

無官 六六四頁

延宝三年（一六七五）二月二日生、享保一四年（一七二九）九月一日歿 元禄三年時一七歳

外様 長府清末藩 一万石

利発に見えるが、若年で行跡定め難し。父元知は、「文武ヲ学バズ、歌道ヲ好ム。行跡寛然トシテ、家民ヲ恵ミ心意静カナリシ」と善將評価。また本文で「先君ノ仕置等ニ少モ替ス、執行スル故ニ家民共ニ静謐也」とあり「老臣奢ズシテ、忠節ヲ励ムベシ」と評価する。

【毛利家における主藩・支藩関係】

毛利家の支藩分知体制は、輝元を始点として一門を形成しているが、吉川家は陪臣でありながらもその一門として認められ、藩を構えることができたのは、元就の遺訓を守り、臣として主君に「諫言」し、家の盛立を怠らなかつたところにあると考えられる。

【加藤明成の悪例酷評】

毛利吉就の段で、「利過ギタルハ、必ズ利ヲ貪ル心出来シテ、家ヲ滅ス事アリ」とし、悪例として登場する加藤明成について、酷評される理由について考察してみたい。

《改易までの経緯》

父嘉明時代からの家臣堀主水は、明成に事あるごとに仕置について諫めを行った故、主従間は不和であった。寛永一六年（一六三九）四月一六日、堀主水は、武装して三〇〇余名を率いて若松を出奔。寛永一七年主水は、幕府へ訴えたが、寛永一八年三月二一日家光は、「主水の訴は道理があるが、初めに兵を挙げて出奔し放火で橋を焼いたことは君臣の礼を失い、国家の大法を乱す」とし、非と裁決したが、二五日、明成に「主水らの訴訟を懇ろに尋問裁決して汝に賜るのであるから、今後藩政の鑑となるように処罪せよ」申し渡す（『徳川実紀』・史料一）。しかしながら、即日明成は、主水を斬り捨てる。

《加藤家・改易》

*寛永二〇年改易（石見一万石明成息子・明友が賜る）されるが、「会津鑑（巻之八）・御改易御穿鑿之条々」（史料二）から、五ヶ条がその理由として挙げられている。
*明成の治世で、石高と免を上げ年貢の収取を強化した結果、百姓逃散が集団的に起こった

《その人物像》

明成の人物像として「勇猛果敢」、「好学厳正」で深い素養を備えていたとも伝えられており（横田俊益年譜より）、気性の激しい頭の切れる個性の強い人物であったことが想像される。

【「土芥寇讎記」にみる主従関係について】

加藤明成の一件は、『土芥寇讎記』では大名悪例として提示され、人物評価の判断基準となつていてと考えられる。『土芥寇讎記』には、主従関係において、主側の「土芥」視を禁じ、臣からの諫言をさき、民に恩沢を渡らすことが「仕置」のあるべき姿として掲げられている。

【武田家遺臣と井伊家について】

【問題提起】

『土芥寇讎記』一一一頁に突然現れる『人ハ城 人ハ石垣 人ハ堀情ハ味方 讎ハ敵ナリ』について。

これは、武田信玄の御哥であり、「名言」として後世の私達に知られているものである（史料三）。何故、この歌が『義経軍歌』に続き掲載されているのであろうか。武田信玄の子・勝頼は、『土芥寇讎記』「謳歌評説」で、非難され、悪例として登場頻度が高

い。

加えて、一七番目に登場する 井伊直興（一七八頁〜一八二頁）では、「八田金十郎（史料四）」始めとする大坂の陣での戦功者の子孫たちの不遇について言及されている。
以上の点に注目し、これらを考察してみたい。

【井伊家 元禄期までの年表】

初代直政の時代に、遠江国井伊谷に二三代続き、まさに絶えようとしていた井伊家の正統を、徳川家康の命で継ぎ再興。そこから家康に命がけで仕えといわれ、一六回出陣して一度も敗れたことなく、常に先陣を受け賜わる。

【土芥寇讎記】 井伊直興の評価】

一七 井伊掃部頭藤原直興

従四位下侍従 一七八頁

明暦二年（一六五六）三月六日生々享保二年（一七一七）四月二〇日歿

元禄三年時 三二六歳

譜代 近江彦根藩 三〇万石

「謳歌評説」では、直興をまず始めに「佞姦邪曲之意地ナシト云へバ、先ズ善將」と位置付けているが、「本文」と比較すると、その記述は、直興に優位の方角で修正され、評価展開される特長をもつ。例として下記の通りである。

△本文▽ ↓ △謳歌評説▽

* 「文道之事ハ無其沙汰。武道ヲ専ラトシ：」
↓ 「文道之沙汰ナキヲ難トスベキ歟。然レドモ武道ヲ専ラト学バレ

バ、其ノ中ニ文モ籠レリ。」

* 祖父掃部頭直孝時代から直興に至るまでの軍用金蓄置について
↓ 「軍用金若干用意シ、私用ニ不用事、武之励強キ故也。大名多シト云ヘドモ、如斯類ハ未聞ズ。」

↓ 「先祖 直政ヨリ直孝ニ至リテ、天下ニ名ヲ顕シタル武勇之物仕タル故ニ、其ノ心掛各別也。」

* 家人拝借願につき暇出の件で、「但シ此ノ将吝嗇成事アルニヤ
↓ 「：勝手不如意ニ付テ拝借ヲ願ヒタル而已ナレバ、罪ニテ罪ナラズ。」

↓ 「家老無智故ニ、主君之悪名ヲ出ス。誠ニ不忠ト謂可シ大勢之事ナレバ、外ニ大逆之罪有リケルニヤ。内証ヲ知ラザレバ、一偏ニハ難ジガタシ。」

↓ 「八田金十郎ヲ始トシテ、大坂合戦ニ敵将ヲ討取り、首ヲ得タル者之子孫多シ」「先祖之忠勤ニ宥シテ召仕被可事ナルニ、大勢追出之事、天下之誹り此ノ一事ニ有リシ」

* 美女寵愛について

↓ 「今之世之人、上下ニ不限、女色男色不好人、千人ニ一人モナシ。然レバ強ニ誹り難シ。：」

【本文と謳歌評説との人物批評の違いについて】

井伊直興（直該）は、延宝六年に徒党した家臣を追放する（史料五）。それが何を今更ともいえる二〇年後の元禄一〇年に、延宝六年の仕置を反省した上、その際の処分を撤回し再度召上している（史料六）。

また、井伊家は幕府組織の要職を務める家柄だけに、「土芥寇讎記」で「謳歌評説」を行った人物（筆者）も井伊直興という人物を意識した結果が、「本文」と「謳歌評説」の評価相違を引き起こしたと考

える。

【武田家遺臣と「甲陽軍鑑」、井伊家との関係】

次に『土芥寇讎記』に「利過ギタルハ、必ず利ヲ貪ル心出来シテ、家ヲ滅ス事アリ」の例として掲げられる「武田勝頼」に着目し、武田家滅亡後の武田家臣団と井伊家との間の被官関係、及び武田家遺臣が残した『甲陽軍鑑』について考察してみたい。

《『甲陽軍鑑』と武田家遺臣》

『甲陽軍鑑』は、高坂弾正が勝頼の側近に宛てた体裁をとり作成され、巻二～六では、国を滅ぼし、家を破る国持大将を四分類する。

- 一、馬鹿なる大将：自惚れが強く、人を見る目がない大将
- 二、利根過ぎたる大将：利害打算に鋭敏な大将
- 三、臆病なる大将：女のような性格の弱い大将
- 四、強すぎたる大将：弱みをきらい、武略などの智慧を働かせることをも弱みとして嫌う大将

↓これらの理解は、戦国期に形成され、武田家滅亡の現実で強く自覚されたものと考えられるが、大将の理想像を短所に視点を置き、否定的に捉えていく手法は、『土芥寇讎記』に共通するところでもある。

*武田家滅亡後その家臣は、織田・徳川の家臣として被官されていくが、徳川に被官された家臣の一部は、井伊家へと被官されていく経緯がある（史料七）。

*『甲陽軍鑑』の編著者は、小幡景憲が最も有力視されている⁽¹⁾。小幡家は井伊家家臣であったが、『徳川実紀』元和六月の条に、景憲は徳川家に御家人加えられた記事が見られ（史料八）、また山鹿素行の軍学の師であったことが知られる人物である。

【作者像に迫る一考察】

井伊直興（直該）は、延宝六年に徒党した藩士を追放したが、その二〇年後の元禄一〇年に、その仕置を反省した上、処分撤回し、

再度召上を行った。この一件において、二〇年という長い時間経過のなかで、処分を受けた家臣の何人かは既に死亡していたり、隠居していたりする状況を考えると、直興がこの意思決定をする根拠は、どこにあったのかと疑問に思うのである。

そこで、『土芥寇讎記』を読んだか、聴聞したか、何らかの形で接触したと考える。そこでの大名評価についての捉え方に当り、「善将」像に自らを投影する形でとられた上の行動と捉えると、然りか考える。

『土芥寇讎記』は、当世の大名全般を見据え評価している。作者及び編纂者などは不明ではあるものの、二、三代上の祖父、父の代からの藩政・人物像についても記されており、時代を経た評価も行われているところから、幕府組織の中枢に近い所で作成されたと考えられる。譜代大名の評価が、外様よりも比較的高く現れていることも、そう考える理由の一つである。

【参考文献】

- 『山口県の歴史』
- 『国史大辞典』
- 『甲陽軍鑑』
- 『藩史大事典』
- 『彦根市史』
- 『三百藩家臣人名事典』

(1) 田中義成「甲陽軍鑑考」『史学会雑誌』第一四号、一八九一年。

【 毛利家 宗家から支藩への分知年表 】

和暦(年)	西暦	支藩への歩み
天正 13	1585	小早川隆景、秀元を輝元の養嗣子に推薦
文禄 4	1595	輝元に実子秀就が誕生。秀元は嗣子から身をひくが、自ら小早川隆景の後継者となり宗家を補佐する
慶長 5	1600	関ヶ原の戦い時、輝元は豊臣側へ。吉川広家と秀元は意見相違にあり、広家は密かに徳川氏と和平工作を成立させる (しかしながら、輝元隠居、秀就に家督相続するが周防・長門の二ヶ国へ封じる結果となる)
11.2		広家、周防岩国藩 3 万石受領。秀元、長門長府藩 3 万 6 千石を受領。 (防長両国検地高 29 万 8480 石)
元和 3	1617	輝元、次男就隆へ周防下松 3 万石余を分知。→慶安3(1650)年徳山藩へ * 城主格願いは拒否され、天保 7(1836)年許可される
承応 2.10.12	1653	長府藩綱元、叔父元知に豊浦清末藩 1 万石を分知。長府藩の支藩となる。

【 井伊家 元禄期までの年表 】

和暦(年)	西暦	出来事
天正 4	1576	初代直政、武田勝頼との遠江柴原での初陣で大功をたて、1 万 8 千石を家康より加賜
慶長 5	1600	関ヶ原の戦功により、石田光政の旧領 佐和山城主 18 万石に封ぜらる
8	1603	彦根城 築城起工
元和 元	1615	大阪夏の陣の戦功により、5 万石加封
寛永 7	1630	直孝が大老職となる
延宝 5	1677	直興が楽々園玄宮園を造営
6	1678	藩士 76 人が徒党を組み、待遇改善を訴える →俸禄召上、家名断絶、城下立退
元禄 元	1688	直興 日光東照宮修造の総奉行となる
4	1691	直興 藩士に命じ『侍中由緒帳』75 冊を編集させる
10	1698	延宝 6 年追放した者たちを召返し、一様に 40 俵四人扶持を与える